

変更届

<p>概要説明</p>	<p>毒物及び劇物取締法第22条並びに毒物及び劇物取締法施行規則第18条により次の事項を変更した時に、<u>30日以内</u>に毒物劇物業務上取扱者が届け出る場合の届出書です。</p> <p>(変更事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 2 シアン化ナトリウム又は政令で定める毒物又は劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目 3 事業場の所在地又は名称
<p>提出書類</p>	<p>・変更届</p> <p>事業場の所在地を変更した場合は、次に掲げる書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場の施設の平面図 (運送業者にあっては、運搬車両の駐車場の平面図) 2. 毒物劇物貯蔵設備の立体図 3. 無機シアン化合物を使用する電気めっき業者にあっては、シアンを含有する液体の破棄に伴う処理設備の概要図 <p>正1部提出。</p>
<p>受付期間</p>	<p>随時</p>
<p>受付窓口</p>	<p>下関市立下関保健所保健医療政策課</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL;(083)231-1711 FAX;(083)231-1376</p>
<p>手数料</p>	<p>不 要</p>
<p>注意事項</p>	<p>「無機シアン化合物を使用する電気めっき業者にあっては、シアンを含有する液体の破棄に伴う処理設備の概要図」については、処理方法のフローシート及び処理に要する薬品名も記載してください。</p>